

## 青森県介護員養成研修事業者指定要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）及び介護員養成研修の取扱細則について（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、政令第3条第1項第1号口の介護員養成研修事業者に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請書等)

- 第2 介護員養成研修の課程は、介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）及び生活援助従事者研修（以下「生活援助研修」という。）課程とする。
- 2 規則第22条の26の申請書及び書類は、第1号様式及び第1号様式に掲げる添付書類により、初回の養成研修の受講者の募集を開始する2ヶ月前までに、知事に提出するものとする。
  - 3 政令第3条第1項第1号口の指定は、通学制・通信制ごとに行うものとする。
  - 4 既に指定を受けた初任者研修事業者（以下「初任者研修事業者」という。）が生活援助従事者研修事業者（以下「生活援助研修事業者」という。）の指定を、又は、生活援助研修事業者が初任者研修事業者の指定を受けようとする場合は、変更した日から10日以内に、第4に定める変更に係る届出を知事に提出するものとする。

### (審査の基準)

- 第3 規則第22条の27第1項第1号口及び第2号口の要件は、別紙1の基準に基づき判断するものとする。
- 2 規則第22条の27第1項第1号二及び第2号二の要件は、別紙2の基準に基づき判断するものとする。

### (変更又は廃止、休止若しくは再開の届出)

- 第4 規則第22条の29の規定による変更に係る届出は、変更した日から10日以内に第2-1号様式に係る書類を添付して知事に提出するものとする。
- ただし、指定を受けた初任者研修事業者及び生活援助研修事業者が、前年度に引き続き研修事業の指定を受けようとする場合は、当該年度の1回目の研修開始2か月前までに第2-2号様式に係る書類を添付して知事に提出するものとする。
- 2 規則第22条の29の規定による廃止に係る届出は、廃止することとした日から10日以内に第3号様式を知事に提出するものとする。
  - 3 規則第22条の29の規定による休止に係る届出は、休止することとした日から10日以内に第4号様式を知事に提出するものとする。
  - 4 規則第22条の29条の規定による再開に係る届出は、再開することとした日から10日以内に第5号様式を知事に提出するものとする。

### (修了者名簿及び事業報告書)

- 第5 規則第22条の30の名簿は、第6号様式による。
- 2 規則第22条の30の事業報告書は、第7号様式による。

(学則の制定及び公開等)

第6 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、次に掲げる事項を明らかにした学則を定め、これを公開しなければならない。

- (1) 開講目的
  - (2) 研修事業の名称
  - (3) 実施場所
  - (4) 研修期間
  - (5) 研修課程及び形式(通学又は通信)
  - (6) 講師の氏名
  - (7) 研修修了の認定方法
  - (8) 開講時期
  - (9) 受講資格及び定員
  - (10) 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む)及び補講の取扱い(実施方法及び費用等含む)
  - (11) 科目免除の取扱いとその手続き方法
  - (12) 受講手続(募集要領等)
  - (13) 授業料、実習費等
  - (14) 解約条件及び返金の有無
  - (15) 受講者の個人情報の取扱い
  - (16) 修了証を亡失・毀損した場合の取扱い
  - (17) その他研修実施に係る留意事項
- 2 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、受講申込時又は初回の講義時に、次のいずれかの方法により受講者の本人確認を行わなければならない。なお、本人確認を行う際には、研修受講者に過度の負担をかけないように留意するものとする。
- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
  - (2) 住民基本台帳カード又はマイナンバーカードの提示
  - (3) 在留カード等の提示
  - (4) 健康保険証の提示
  - (5) 運転免許証の提示
  - (6) パスポートの提示
  - (7) 年金手帳の提示
  - (8) 国家資格等を有する者については、当該資格に係る免許証又は登録証の提示
  - (9) その他知事が適当と認める方法
- 3 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、受講者の研修への出席状況、成績等受講者に関する状況を確実に把握し、保存しておかななければならない。

(受講者に係る秘密の保持等)

第7 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、研修事業の運営上知り得た受講者に係る秘密の保持について、十分に留意しなければならない。

2 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者に十分に留意するよう指導しなければならない。

(経理の区分)

第8 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、研修事業の経理を他の事業の経理と明確に区分し、会計帳簿、計算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類を整備しておかなければならない。

(修了証明書の交付及び修了者名簿の保存等)

第9 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、研修の課程を修了した者に対し、別紙5により、政令第3条第1項第1号の証明書を交付しなければならない。

2 前項の研修の課程を修了した者とは、すべての研修科目（次項の規定により研修科目の一部の受講を免除された者にあつては、当該受講を免除された研修科目以外のすべての研修科目）を受講し、介護技術の習得が評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された者とする。

3 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、別紙6に定めるところにより、研修科目の一部の受講を免除することができる。

4 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、受講者が、やむを得ない事情により研修科目の一部を受講しなかった場合において、当該事業者が定める修業年限内に同一の又は他の事業者が行う研修に係る当該研修科目に相当する研修科目を受講したときは、その全部又は一部を受講したものとみなすことができる。

5 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、自らの情報の開示に努めることとし、別紙7に定める事項をホームページ上などにおいて開示しなければならない。

6 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、施行令第3条第2項第2号イ及び規則第22条の28の規定に基づき、研修を修了した者の氏名、住所、生年月日、修了年月日及び修了証明書の番号その他必要事項を記載した台帳を管理し永年保存しなければならない。

7 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、第4条第2項により研修を廃止するときは、研修修了者に対して、その旨及び廃止後の連絡先を周知するとともに、研修修了者に対する修了証明書の再発行に対応できる体制を整備しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

2 「青森県介護員養成研修事業者指定要綱」は平成31年2月28日で廃止する。ただし、平成31年2月28日までに届出した研修については、「青森県介護員養成研修事業者指定要綱」によるものとする。

3 令和4年4月1日 一部改正